

企業 1000 社の省エネアクションプランの印刷発行に関する通知

各省、自治区、直轄市、計画単列市、新疆生産建設兵団の發展改革委員会、經濟貿易委員会（經貿）、統計局、質量技術監督局、関連業界団体、関連企業各位：

党の第 16 期中央委員会第 5 回全体会議と「國務院の節約型社会構築のための短期重点業務に関する通知」（国発[2005]21 号）の精神を徹底させ、高エネルギー消費企業の省エネ管理を強化し、エネルギーの合理的な利用を促進し、エネルギーの利用効率を高めるために、「中華人民共和国省エネ法」と「高エネルギー利用機関の省エネ管理弁法」に基づき、国家發展改革委員会、国家エネルギー弁公室、国家統計局、国家質検総局、國務院国有資産監督管理委員会は高エネルギー消費業界において企業 1000 社の省エネアクションを実施することを決定した。「企業 1000 社の省エネアクションプラン」（以下、「プラン」と略称）をと特に制定し、ここに印刷発行する。真剣に実施されたい。以下、関連事項を通知する。

1. 企業 1000 社とは鉄鋼、非鉄金属、石炭、電力、石油・石油化学、化学工業、建材、紡績、製紙の高エネルギー消費の 9 業界における一定規模以上の独立採算制企業で、2004 年の総エネルギー消費量が 18 万トン標準炭以上のものをいい、合計 1,008 社ある。国家發展改革委員会が国家統計局と共同で提出し、各省、自治区、直轄市の發展改革委員会または經濟貿易委員会（經貿）が照合した後確定する。
2. 各地区、各部門、各機関は科学的發展觀の全面的な徹底に努め、經濟成長方式の転換を加速し、資源節約型で環境にやさしい社会を構築し、持続可能な發展戦略を実践し、企業 1000 社の省エネアクションプラン実施の重要性と緊迫性を十分に認識し、組織的な指導を強化する。実現可能な具体的なプランを策定し、それをしつかり実行し、企業 1000 社の省エネアクションが実質的な効果をあげることを確保する。

「プラン」の実施過程で発生した問題は速やかに当方に報告願いたい。同時に各地区や関連部門、業界団体、企業 1000 社は 4 月 20 日までにこの業務を担当する連絡者の氏名と連絡方法を國家發展改革委員会（環境資源综合利用司）まで報告願いたい。

連絡先：孫世友 李維国

電話：68596010 68535647

FAX：68535702

付属書：1. 「企業 1000 社の省エネアクションプラン」

2. 企業 1000 社のリスト

2006年4月7日

付属書 1

企業 1000 社の省エネアクションプラン

1. 企業 1000 社の省エネアクション展開の重要な意義を十分認識する

「中国共産党中央の国民経済と社会発展の第 11 次 5 カ年計画の策定に関する提言」では、「第 11 次 5 カ年計画」期末の国内総生産当たりのエネルギー消費を「第 10 次 5 カ年計画」期末比で約 20%減少させるとしているが、これは日増しに逼迫する中国の資源環境に対処したものであり、「第 11 次 5 カ年計画」の目標の中でも最優先の制約的指標の一つとして、科学的発展観を徹底させ、経済成長方式の転換の加速し、資源節約型で環境にやさしい社会の構築し、持続可能な発展の実現という要求を十分に体现したものになっている。この目標を実現させるためには、産業界及び社会各界の力を動員し、確実な努力が必要となる。

工業は中国においてエネルギー消費量の大きな分野であり、そのエネルギー消費量は全国エネルギー消費総量の約 70%を占めている。重点高エネルギー消費産業の高エネルギー消費企業の工業エネルギー消費量もかなり大きい。統計によると、企業 1000 社の 2004 年の総エネルギー消費量は 6.7 億トン標準炭で、全国エネルギー消費総量の 33%、工業エネルギー消費量の 47%であった。企業 1000 社の省エネアクションを推進し、特に高エネルギー消費産業の高エネルギー消費企業の省エネをしっかりと行い、重点高エネルギー消費企業の省エネに対する政府の監督管理を強化し、企業の省エネ技術改造の加速化を促進し、省エネ管理を強化し、エネルギー利用効率を高めることは、企業の経済的収益を向上させ、経済と社会が直面しているエネルギー及び環境からの制

約を緩和し、「第 11 次 5 カ年計画」の目標と小康社会の全面的な構築という目標を確実に実現する上で極めて重要な意義を持つ。

2.指導理念と主な目標

(1) 指導理念

中国共産党第 16 回全国代表大会及び第 16 期中央委員会第 5 回全体会議の精神を徹底させ、科学的発展観を指導理念とし、資源を節約するという基本国策を実施し、GDP 当たりエネルギー消費量を約 20%削減するという目標の実現をめぐって、企業を実施主体とし、エネルギー利用効率の向上を中心に据え、省エネと構造調整、技術の進歩、管理の強化とを結合させ、構造の調整及びグレードアップに注力し、省エネ技術を開発普及させ、厳格な管理制度と効果的な奨励/規制メカニズムを確立し、公衆の監督を受けるようにする。政府が指導を強化し、法律に照らした監督管理を行い、政策誘導を強化し、企業 1000 社が省エネ分野で実質的な進展を遂げるように促し、「第 11 次 5 カ年計画」の省エネ目標を実現するために積極的に貢献させる。

(2) 主な目標

企業 1000 社のエネルギー利用効率を大幅に引き上げ、主要製品の単位当たりエネルギー消費量を国内同一業種の先進レベルまで引き上げ、企業によっては国際的な先進レベルまたは業界のトップレベルまで高め、業界全体の省エネレベルの大幅向上に努める。約 1 億トン標準炭の省エネを実現する。

3.企業 1000 社の省エネ業務に対する要求

(1) 組織による指導を強化し、省エネ目標責任制を実施する。各企業は企業の主な責任者を中心とする省エネ業務指導グループを組織し、省エネ管理機構を構築・整備し、エネルギー管理の部署を設け、省エネ部署の任務と責任を明確にし、企業の省エネ業務に対し組織的な保障をする。各企業はその省エネ目標をそれぞれの管理レベルにまでブレイクダウンし、工場・シフト・チームにそれを徹底させ、各レベルが責任を持って行き、レベルごとに検査し、監督を強化し、省エネ目標の管理を強化する。

(2) エネルギー計量・統計制度を確立し、企業のエネルギー利用状況を定期

的に報告する。企業 1000 社は「エネルギー計量業務強化に関する意見」及び「エネルギー利用機関のエネルギー計量器具の設置と管理に関する通則」の要求に基づき、合理的なエネルギー計量器具や計器を設置し、エネルギー計量の管理を強化する。エネルギー統計を強化し、一次記録及び統計の台帳を作成し、要求に基づいて定期的に企業のエネルギー利用状況を報告する。企業のエネルギー利用状況報告書にはエネルギー消費状況、エネルギー利用効率、省エネの効果と収益の分析、省エネ措置等の内容が含まれる。具体的な記載要件については国家統計局が決定する。

(3) エネルギー監査を実施し、エネルギー計画を策定する。各企業は「企業のエネルギー監査技術通則」国家標準 (GB/T 17166-1997) の要求に基づきエネルギー監査を行い、監査報告書を作成する。エネルギー監査によって現状を分析し、問題点を探り、潜在力を掘り起こし、実現可能な省エネ措置を講じる。その上で企業の省エネ計画を策定し、それを真摯に実施する。企業の省エネ計画は目標と重点が明確で、年度ごとの実施計画がなければならない。各企業は本プランの到達後の半年以内に、エネルギー監査報告書と省エネ計画を所在地の省級省エネ主管部門（発展改革委員会または経済貿易委員会、経委、以下同じ）に提出して審議を行う。審議に通らなかったものは、3ヶ月以内に修正または内容を補足し再提出しなければならない。

(4) 投入を拡大し、省エネ関連の技術改造を加速する。各企業は毎年一定額の資金を省エネ技術改造に用いる。省エネのための新技術、新プロセス、新設備、新素材の研究開発と応用普及に努め、高エネルギー消費の旧式のプロセス、技術、設備の淘汰を速め、企業の製品、プロセス、エネルギー消費構造の調整に注力し、省エネ関連の技術改造を成長方式の転換と構造調整を行う上での根本的な措置としてしっかりと実施し、企業の生産プロセスと製品構造のグレードアップを進め、技術的省エネと構造的省エネの実現に努める。

(5) 省エネ奨励メカニズムを構築する。各企業は省エネ賞罰制度を確立・整備し、一定額の省エネ奨励資金を準備して省エネ関連の発明と潜在力を掘り起こし、技術革新で業績を上げた集団と個人を顕彰し、逆にエネルギーを浪費した集団と個人は処罰するようにする。省エネ目標の達成状況を各従業員の業績

考査に取り入れ、厳しくそれを審査し、省エネは顕彰し浪費は処罰する。

(6) 省エネの宣伝とトレーニングを強化する。各企業は日常的な省エネに係る宣伝とトレーニングを実施する以外に、年に一度「全国省エネ宣伝ウィーク」活動を重点的に実施する。エネルギーの計量・統計・管理・操作要員の業務上の学習とトレーニングを定期的に行い、主要エネルギー消費設備の運転要員はトレーニングを受けずに業務についてはならないものとする。省エネ型の企業文化の構築を進め、資源に対する危機意識、節約意識、環境意識を高め、社会的責任を強化する。

4. 追跡調査と審査

(1) 各省（区、市）の省エネ主管部門は関連機関と共に、企業 1000 社の省エネアクションの追跡調査と指導監督を行う。企業 1000 社の省エネアクションは現地の原則に基づき管理し、各省（区、市）の省エネ主管部門は同地区内企業の追跡調査と指導監督の責任を負う。企業に省エネ管理を強化するように促す。また業務上の要求に基づき情報を提出し、業界団体と専門家を組織して企業のエネルギー監査報告書と省エネ計画を審議し、その実施を促す。省エネのモニタリングを強化し、企業 1000 社を同地区内の省エネ重点モニタリングの対象に組み入れ、定期的または不定期に企業のエネルギー利用状況を監督し、抜き取り調査を行う。製品当たりエネルギー消費量削減目標をエネルギー量に換算し、それを各企業に割り当て、審査を強化する。省エネ自主協定等の省エネ関連の新メカニズムを積極的に推進し、省エネ目標を前倒しで達成したり国際的先進レベルにある企業に対してはそれを顕彰する。

(2) 国家統計局は企業 1000 社の省エネアクションに係る情報システム及びその公式ウェブサイトを構築し、国家発展改革委員会（環境資源综合利用司）のウェブサイトと企業 1000 社のウェブサイトとリンクさせ、企業 1000 社のエネルギー利用状況やその関連データに対し追跡調査、統計、審議を行い、また関係者のトレーニングを実施し、企業の省エネ進展状況を定期的に分析してまとめる。国家発展改革委員会は国家統計局と共に、毎年 4 月に指定の全国的なメディアを使って企業 1000 社の 1 年のエネルギー利用状況や国内外の先進

レベル等を発表する。

(3) 国家質検総局は「『エネルギー計量業務強化に関する意見』の印刷発行に関する通知」(国質検量連[2005]247号)の精神と「エネルギー利用機関のエネルギー計量器具の設置と管理に関する通則」の国家基準及び高エネルギー消費産業のエネルギー計量器具の設置と管理上の要件に基づき、エネルギー計量業務を強化し、企業のエネルギー計量器具の設置状況を調査する。計量に関する法律法規の要件に照らして、企業が計量管理システムを構築・改善するように導き、設置したエネルギー計量器具を定期的に検定調整するように促し、エネルギーの計量データの利用を強化するように指導していく。

(4) 国務院国有資産監督管理委員会は引き続き中央企業(訳注:国有資産監督管理委員会が資産を保有する企業)の業績審査方法の整備し、中央企業の省エネ目標の達成状況を企業の業績審査の内容に組み入れるように指導し、企業の省エネ目標の管理を強化し、中央企業に企業1000社の省エネアクションにおける模範的役割を果たさせる。

(5) 関連業界団体は追跡調査、評価、指導を強化する。第一に業界のエネルギー利用及び省エネ指標システムと評価システムの構築に協力し、企業のエネルギー利用状況を評価指導する。第二に各業界の世界と国内の先進的なエネルギー消費レベルを研究し、そのデータベースを構築する。第三に、業界の省エネ技術政策を策定し、企業に対し省エネ技術の開発、技術改造、管理面でのコンサルティングとトレーニングを提供する。

(6) 企業1000社の省エネアクションの連続性を考慮し、原則5年間は企業1000社リストを大きく調整することはないが、企業の破産、M&A、再編及び生産規模とエネルギー消費に大きな変化が生じたか、または産業政策上、閉鎖が必要な場合や確かに調整の必要がある場合は、各地の省級省エネ主管部門が国家発展改革委員会に企業リストの調整を提言し、国家統計局の審議を経た後に、国家発展改革委員会が企業リストを調整する。企業リストに新たに加わった企業は、本プランの要求に基づき関連業務を展開する。

5. 保障措置

(1) **法律に基づいて省エネの監督管理を強化する。**2006 年の全国人民代表大会で「中華人民共和国省エネ法」の執行状況の検査を行い、国の省エネ関連の法律法規、政策と基準、省エネ管理、省エネ技術の進歩と後れた技術の淘汰が徹底されているかを重点的に検査し、違法行為については監督改善を強化し、検査によって発見された各種のエネルギー浪費の手法や行為を厳しく処分することが決定された。法執行状況の検査と詳細な調査研究をベースに「省エネ法」を改正し、立法を通じてより厳密な管理制度を確立し、各行為主体の責任を強化し、奨励政策を整備し、監督管理体制とメカニズムを構築し、罰則を強化する。

(2) **省エネを強化した財税政政策を実行する。**「国务院の節約型社会構築のための短期的重点業務に関する通知」(国発[2005]21号)と「国务院の循環経済発展の加速に関する若干の意見」(国発[2005]22号)文書に基づき、資源節約型の財税政政策の策定と実施を加速する。財税政体制改革の進展に合わせ、「省エネ・節水製品目録」と資源综合利用目録にリストアップされている製品を生産・使用する企業の所得税優遇措置を速やかに発表する。資源節約のためのコア技術や重要設備・製品に対する期限付きの適切な付加価値税優遇措置を検討する。

(3) **省エネ改造プロジェクト支援を強化する。**重要省エネプロジェクトとモデルプロジェクトを重点的に支援し、省エネ目標を前倒しで達成した企業の省エネ改造プロジェクトを優先的に支援していく。企業の省エネ改造を安定的に支援するための資金ルートを検討・開拓し、社会資金を省エネ分野に誘導し、企業の省エネ能力強化に対し資金的なサポートをしていく。様々なルートを通じた資金調達方式を検討・確立し、国の政策銀行と国際金融機関と協力して、低金利貸付で企業 1000 社の省エネ技術改造を支援していく。

(4) **省エネ技術普及のための新メカニズムを構築する。**国内外の成功事例を総括し、エネルギー消費の大きな旧式設備の淘汰を速め、効率的な省エネ技術と製品の普及応用を加速する。専門的な省エネ技術サービスシステムを育成し、ESCO 事業を重点的に推進し、企業 1000 社の省エネ改造のための診断、融資、設計、改造、運営、管理の「ワンストップ」サービスを提供する。

(5) 先進的事例を総括、顕彰、奨励する。年度評価の結果と国内外の先進レベルとを比較し、企業 1000 社の中から定期的に「国家省エネ企業」と「全国省エネ先進個人」を選出し、省エネ先進企業を顕彰し、省エネ先進個人を奨励する。顕彰や奨励と同時に、先進企業における省エネの先進的事例となる経験を総括し、全国的なメディアを使って宣伝報道する。

(6) 規則違反の罰則を強化する。虚偽の報告を行い、本プランの要求に基づき事実通りの報告を行わないか、またはエネルギー利用状況を期限どおりに報告しない企業については、状況に基づき批判・通報する。本アクションプランの要求どおりにエネルギー監査や省エネ計画の作成を行わないか、または省エネ目標を達成していない企業に対しては、期限付きで改善を要求する。エネルギー浪費の深刻な企業や省エネ法規に違反している企業は、法律に基づき調査処分する。報道メディアは世論監督を強化し、省エネの先進的事例を宣伝報道すると同時に、現実に迫り、エネルギーと資源を浪費する反面的教師的事例を大胆に暴露する。

(7) 全体的な協調を強化する。節約型社会の構築に当たって部門間の協調メカニズムの役割を十分に発揮し、国家発展改革委員会が全体的な協調を強化し、関連部門と共同で企業 1000 社の省エネアクションの各業務を毎年の節約型社会構築のための重要業務として組み入れ、各部門の重点業務を明確にし、監督、検査、指導を強化する。